

石川県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例 事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石川県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（令和3年石川県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(事前審査)

第2条 石川県が管理する港湾の臨港地区内の分区（以下「分区」という。）において、建築基準法第6条第1項及び第6条の2第1項の規定に基づく確認済証の交付を受けようとする者は、その内容についてあらかじめ当該申請に係る行為の場所を管轄する港湾事務所又は土木事務所の長（以下、「所長」という。）に審査を受けるものとする。

2 所長は、建築基準法の規定による確認が不要の場合でも、必要に応じて、建設、改築又は用途変更しようとする者に対し、審査を受けることを求めることができる。

(適合証明)

第3条 所長は、前条第1項による審査において、構築物の用途等が条例第3条に規定する禁止構築物に該当しない場合は、求めに応じて適合を証するものとする。（ただし、次条の規定による許可書の交付を受けた者については、この限りでない。）

(許可書の交付)

第4条 条例第3条ただし書又は別表の規定により知事が許可をする場合は、別記様式による許可書を申請者に通知するものとする。また、不許可の場合にあつては、その理由を申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

建設
臨港地区内の分区における構築物 改築 許可書
用途変更

住所
氏名

建設
年 月 日に申請のあった臨港地区内の分区における構築物 改築 許可については、石川県
用途変更

が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例 第3条ただし書 に基づき、
下記のとおり許可する。 別表

年 月 日

石 川 県 知 事 印

記

1 許可の内容

(1) 港湾の名称

(2) 分区名

(3) 地名地番

(4) 主要用途

(5) 延べ面積

平方メートル

(6) 工事着手予定年月日 年 月 日

(7) 工事完了予定年月日 年 月 日

2 許可の条件